

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成26年5月14日

【会社名】 株式会社ダイキアックス

【英訳名】 Daiki Axis Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大亀 裕

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 経営管理本部長 堀淵 昭洋

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイキアックス東京支社
(東京都中央区東日本橋二丁目15番4号)

株式会社ダイキアックス大阪支社
(兵庫県西宮市南甲子園一丁目1番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長大亀裕及び当社最高財務責任者堀淵昭洋は、当社の第10期第1四半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。